



# 栃木県公報

平成 25 年  
9月13日(金)  
第2513号

## 目 次

### 告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 745
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 745
- 道路の区域の変更..... 746
- 道路の供用開始..... 747

### 公 告

- 土地改良区役員の退任..... 747
- 開発行為の工事完了..... 747

## 告 示

### 栃木県告示第487号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成25年 9月13日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0950800045	特定非営利活動法人小山こども発達支援センターリズム園	小山市羽川コブタ島925-4	特定非営利活動法人小山こども発達支援センターリズム園	小山市羽川コブタ島925-4	平成25年 9月1日	保育所等訪問支援

(障害福祉課)

### 栃木県告示第488号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年 9月13日

栃木県知事 福田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営北赤塚2地区土地改良(区画整理)事業	平成25年9月17日から 同年10月16日まで	平成25年10月31日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年9月13日から同年10月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	鹿沼市北赤塚町55-5 から 下都賀郡壬生町大字七ツ石652-1 まで	7.4～8.0	124.0	
	後	鹿沼市北赤塚町55-5 から 下都賀郡壬生町大字七ツ石652-1 まで	14.2～17.2	124.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3	前	鹿沼市北赤塚町54-1 から 鹿沼市北赤塚町54-1 まで	8.8～8.9	15.0	
	後	鹿沼市北赤塚町54-1 から 鹿沼市北赤塚町54-1 まで	14.0～15.0	15.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	那須郡那珂川町和見2120-3 から 那須郡那珂川町和見2259-2 まで	4.6～9.8	731.7	
	後	那須郡那珂川町和見2120-3 から 那須郡那珂川町和見2259-2 まで	11.9～38.0	731.7	

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木小山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

31	前	小山市大字松沼703-2から 小山市大字松沼672まで	8.8～11.4	317.5	
	後	小山市大字松沼703-2から 小山市大字松沼672まで	10.5～16.6	317.5	

栃木県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年9月13日から同年10月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
24	主要地方道 大子那須線	那須郡那須町大字寺子丙字前原2-63から 那須郡那須町大字寺子丙字前原2-190まで	平成25年9月19日 午前5時
25	主要地方道 那須烏山矢板線	那須烏山市神長438-1から 那須烏山市月次8-4まで	平成25年9月13日
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町久那瀬486から 那須郡那珂川町久那瀬185まで	平成25年9月13日
333	一般県道 芳賀茂木線	芳賀郡茂木町大字町田1326-2から 芳賀郡茂木町大字町田1331まで	平成25年9月13日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年9月13日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
小山用水 土地改良区	理 事	橋本 光幸		小山市神鳥谷3-3-22	24.6.15	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月13日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名

真岡市並木町一丁目2番1、2番2、2番3、  
2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、  
2番9、3番1、3番2、3番3、3番4、  
3番5、3番6、3番7、3番8、4番1、  
4番2、4番3、4番4、4番5、4番6、  
4番7、53番、54番、55番2、56番2

(開発行為に関する工事)

真岡市並木町一丁目51番の一部、52番の一部、  
55番1の一部、56番1の一部、61番の一部、  
62番の一部、63番の一部、75番の一部

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社バイシア

(都市計画課)